

令和 6 年

6 月定例総会会議録

酒 田 市 農 業 委 員 会

令和6年6月定例総会 会議録

1 日 時 令和6年6月12日（水） 午後2時00分 開議

2 場 所 市役所 703号室

3 出席委員（26名）

			2番	後藤 保喜	委員	3番	池田 良之	委員
4番	大場 重樹	委員	5番	石川 渡	委員	6番	佐藤 良	委員
7番	吉高祐二郎	委員	8番	五十嵐弘樹	委員	9番	佐藤 秀之	委員
10番	飯塚 将人	委員	11番	佐藤 晴子	委員	12番	兼山 宏勝	委員
13番	尾形 大介	委員				15番	佐々木浩希	委員
16番	佐藤 浩良	委員	17番	高橋 公基	委員	18番	三浦ひとみ	委員
19番	佐藤 利篤	委員				21番	土田 治夫	委員
22番	伊藤 正行	委員	23番	佐々木治人	委員	24番	伊與田明子	委員
25番	川村 恵実	委員	26番	齋藤 均	委員	27番	佐藤 耕造	委員
28番	田村 晴久	委員	29番	遠田 裕己	委員			

4 欠席委員（3名）

1番	莊司太一郎	委員	14番	樋口 準二	委員	20番	阿部 香美	委員
----	-------	----	-----	-------	----	-----	-------	----

5 事務局職員出席者

事務局長	今野紀生	事務局次長	遠田 博	事務局次長	阿彦智子
農地係長	安倍 誠	主事	宇野銀哉	専門員	佐藤久志
調整主任	齋藤敏夫	専門員	出嶋 亨		

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地の現況等に係る照会に対する回答について

7 議 事

議第30号	農地法第3条の規定による許可申請について
議第31号	農地法第5条の規定による許可申請について
議第32号	農用地利用集積計画について
議第33号	酒田農業振興地域整備計画の変更について

8 開 会

開 会
(午後 2 時 0 0 分 開会)

○今野事務局長

酒田市農業委員会定例総会を開催したいと思います。

それでは、開会に当たりまして、齋藤会長よりご挨拶をお願いします。

○齋藤 均 会長

(挨拶)

○今野事務局長

ありがとうございます。

では、総会の議長は、酒田市農業委員会規定第19条によりまして会長が務めることになっております。齋藤会長、よろしくお願いします。

○齋藤 均 議長

それでは、皆様のご協力によりまして、議事を円滑に進行したいと思います。

本日の欠席委員は、1 番、莊司太一郎委員、14番、樋口準二委員、20番、阿部香美委員の 3 名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

お手元に配付しております定例総会次第によって進めます。

◎議事録署名委員の選任

○齋藤 均 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。

選任の方法は、議長にご一任願います。

議事録署名委員に、18番、三浦ひとみ委員、19番、佐藤利篤委員の両名をお願いいたします。

◎報告事項

○齋藤 均 議長

最初に、報告事項について事務局の説明を求めます。

○今野事務局長

報告事項につきましては、議案の 3 ページ目からになりますので、ご覧いただきたいと思います。今回の報告事項は、1 番の農地法第 3 条の 3 の届出書の受理についてが10件、2 番目、農地の現況等に係る照会に対する回答につきましては 3 件、以上13件となっております。

では、農地係長より報告いたします。

○安倍農地係長

(報告事項を朗読説明する)

○齋藤 均 議長

報告事項ではございますが、ご質問、ご意見のある方、お願いします。

何かございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、これで報告事項を終わります。

◎議第30号 農地法第3条の規定による許可申請について

○齋藤 均 議長

これより議事に入ります。

議第30号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○今野事務局長

議第30号 農地法第3条の規定による許可申請につきましては、今回5件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、農地法第3条の規定による許可申請について、7ページをご覧ください。

なお、今回の農地法第3条の許可申請については、全ての案件におきまして、要件欄に記載のありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、地域との調和要件まで、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。

また、今回の3条案件では、農業者年金への影響はございません。

それでは、酒田34番、遊摺部の〇〇から同じく遊摺部の〇〇へ、遊摺部と小牧の畑、田んぼ、合計2,259平米、その他、所有権移転、贈与となっております。こちらは、渡し人と受け人が祖父と孫の関係になりまして、孫の受け人は平成29年に準備型、令和元年に開始型の新規就農の補助を受けております。今回の贈与につきましては、準備型を受ける際の補助の要件にありましたので、贈与するということになっております。

続いて、酒田35番、十里塚の〇〇から浜中の〇〇へ、十里塚の畑1筆、793平米、相手方の要望、所有権移転で、贈与となっております。受け人は経営面積1,891平米あるんですけども、新規就農になりますので、エントリーシートを書いてもらっております。

別紙資料の2ページ、ご覧ください。

別紙資料の2ページがエントリーシートになっております。浜中の〇〇で56歳の方となっております。自営業をやっているということで、農業は兼業で行うということで、今回の農地につきましては、3ページの農地利用計画シートをご覧くださいと思います。

作付作物として、ネギ、ジャガイモ、サツマイモ、大根ということです。労働力については、本人含めて3人ということで、農業の指導は、母の弟から指導を受けながらやっていくということです。4ページをご覧ください。

農地利用についての確認書で、農地法第3条の許可要件等を確認していただいて、本人の署名をいただいております。

続きまして、酒田36番、若宮町二丁目の〇〇から本川の〇〇へ、本川の田2筆、593平米、相手方の要望、所有権移転です。

別紙資料をご覧ください。

酒田36番は、10アール当たりの売買価格が総額1万円からの割り返しで1万6,900円となっております。

続きまして、松山地区、お願いいたします。

○松山総合支所 齋藤調整主任

松山4番です。こちら、庄内町の〇〇から同じく庄内町の〇〇へ、庄内町の田、畑、合計47筆、5万228平米、こちら使用貸借になります。こちらでございますが、〇〇と〇〇の関係は、〇〇が〇〇の子供の夫、義理の息子になります。〇〇の農業者年金の経営移譲に伴う使用貸借の再設定となっております。

続いて、9ページをご覧ください。

松山5番でございます。こちらは、竹田の〇〇から同じく竹田の〇〇へ、こちらの田んぼと畑、合

計30筆、4万2,040平米となります。こちらも使用貸借となりまして、2人の関係は、親子となっております。このたび、〇〇の経営移譲年金の関係で使用貸借権の再設定となっております。
松山は以上2件でございます。

○齋藤 均 議長
農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員
8番、五十嵐です。
6月6日に、第1班による農地調査委員会を行っております。
議第30号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長
質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。
今回の議案の中で、地元農業委員からは現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないということですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば初めにお願いいたします。
何かございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長
ないようですので、これより質疑に入ります。
ご質問、ご意見のある方、お願いします。
何かございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長
ないようですので、質疑を打ち切ります。
採決に入ります。
議第30号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長
異議ないようですので、議第30号については許可決定といたします。

◎議第31号 農地法第5条の規定による許可申請について

○齋藤 均 議長
続きまして、議第31号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を求めます。

○今野事務局長
議第31号 農地法第5条の規定による許可申請につきましては、2件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。
詳細について説明いたします。

○安倍農地係長

説明いたします。

酒田 7 番、古青渡の畑 1 筆、466 平米、転用理由が住宅敷地、使用貸借権の設定、農地区分は 2 種農地となっております。許可基準が日常生活上必要な施設で、集落に接続で許可可能と判断しております。渡し人と受け人の関係が、受け人が渡し人の娘婿ということで、義理の親子になります。それでは、別紙資料の図面 5 ページをご覧ください。

場所が北平田地区になります。

6 ページの案内図をご覧ください。

集落内を走っている市道のそばにある場所になります。図面の左側にある住宅が渡し人の〇〇の住宅で、その右に新築するという計画になっております。

7 ページをご覧ください。

現況写真となっております。先ほどお話ししたとおり、渡し人の住居の隣に新築するという計画になっております。

続きまして、酒田 8 番をご覧ください。

坂野辺新田の畑 1 筆、464 平米、転用理由が資材置場、所有権の移転になっております。農地区分は 1 種農地、許可基準は、業務上必要な施設で集落に接続ということになっております。

別紙資料の 1 ページをご覧ください。

10 アール当たりの売買価格が 75 万 4,300 円となっております。

図面、8 ページをご覧ください。

袖浦地区、市道坂野辺新田 1 号線沿いにある転用予定者の経営する工務店に隣接に資材置場を設けるというような計画になっております。

10 ページと 11 ページが現況写真になっております。奥に見える建物が既存の工務店の事務所並びに資材置場等になっております。その隣接に資材置場を増設する計画です。

なお、資材置場への転用につきましては、令和 6 年 4 月 1 日より取扱いが少し変わっております。近年の資材置場への転用につきましては、資材置場の転用許可を受けてから、資材置場以外、太陽光発電施設などに変更するというような事例が全国的に散見されます。それを受けて、令和 6 年 4 月からは、資材置場で許可する場合は、資材置場で許可申請があったものにつきましては、永久転用になるか、一時転用で済むか検討が必要になります。永久転用となった場合は、許可する際に、許可の要件としまして、工事の完了の日から 3 年間、6 か月ごとに事業の実施状況を報告することということで、3 年間、6 か月ずつ、許可どおりに資材置場に使っているかを確認しなければいけないという扱いに変わっておりますので、ご報告します。

説明は以上です。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○8 番 五十嵐弘樹委員

8 番、五十嵐です。

議第 31 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

それでは、質疑に入る前ではございますが、5 条許可申請の案件ですので、地元委員の現地調査の結果を確認いたします。

酒田 7 番の現地調査を、15 番、佐々木浩希委員より報告願います。

○15 番 佐々木浩希委員

15 番です。

酒田 7 番について、6 月 6 日、事務局と現地確認を行いました。

渡し人の住宅に隣接する畑で、周辺の農地への影響もなく、住宅敷地としての大きさも適正であると思われますので、許可に支障はないと思われます。よろしくご審議お願いいたします。

○齋藤 均 議長

続いて、酒田8番の現地報告を、6番、佐藤良委員より報告をお願いします。

○6番 佐藤良委員

6番、佐藤です。

酒田8番について、6月3日、事務局と現地を確認いたしました。受け人の経営する工務店に隣接する畑で、周辺の農地への影響はなく、資材置場敷地としての大きさも適正であると思われますので、許可に支障はないと思われます。よろしくご審議をお願いします。

○齋藤 均 議長

これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方、お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第31号 農地法第5条の規定による許可申請についてを許可決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第31号については許可決定といたします。

◎議第32号 農用地利用集積計画について

○齋藤 均 議長

続きまして、議第32号 農用地利用集積計画についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を求めます。

○今野事務局長

議第32号 農用地利用集積計画につきましては、一般事業、(1)利用権の設定ということで、今回6件の計画の申出がございましたので、その可否を決定しようとするものであります。
詳細につきましては事務局より説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、農用地利用集積計画について、11ページをご覧ください。

今回、審議していただく農用地利用集積計画の全件につきましては、要件欄に記載がありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、自立、意欲、能力要件、4、認定農業者等、5、経営面積まで、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

また、農業経営基盤強化促進事業の対象とすることに不適正な事実がないことを、地元農業委員からあらかじめ確認をしていただいております。

それでは、本楯6番、2万円の10年の新規です。こちらは、借受人が新規就農になっておりますので、別紙資料の12ページをご覧ください。

新規就農するのに当たって、新規就農の補助金を受ける予定でございますので、その認定申請書になります。

借受人は、庄内町の〇〇で、48歳です。農業経営開始が令和6年6月18日を予定しております。和

梨の栽培ということになっております。

15ページをご覧ください。

今回、就農をするに当たって、令和4年4月から令和6年3月まで就農準備資金を活用しまして、梨の栽培の研修を、今回借り受ける貸付人の所で行っているということで、研修を終えて新規就農をするという形になっております。

資料の19ページをご覧ください。

こちらが確認書で、農地の権利取得する際の要件を確認いただいて、署名をいただいております。

続きまして、新堀2番、3番、4番、5番が関連で、同じ借受人の方になります。

新堀2番が2,500円、5,000円。3番、4番、5番が1万円となっており、いずれも10年の更新となっております。

続いて、平田地区、お願いします。

○平田総合支所 出嶋専門員

それでは、平田17番になります。4筆全て賃借料5,000円です。10年の期間で更新となっております。

以上です。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員 8番、五十嵐です。

議第32号 農用地利用集積計画についてですが、農地調査委員会では協議及び審議の結果、特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方、お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

議第32号 農用地利用集積計画について、計画決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第32号については計画決定といたします。

◎議第33号 酒田農業振興地域整備計画の変更について

○齋藤 均 議長

続きまして、議第33号 酒田農業振興地域整備計画の変更についてを上程の上、議題といたします。事務局の説明を求めます。

○今野事務局長

それでは、議第33号 酒田農業振興地域整備計画の変更につきましてですが、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定によりまして、酒田市長から意見を求められているというものになります。この整備計画の変更につきまして、事務局より説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、説明いたします。

今回は、マスタープランの変更となります。

議案書の15ページ、1番、農業生産基盤の整備開発計画の変更です。

土地改良総合整備が6件で、工事の名称、事業実施の期間の変更となります。

図面が別紙資料の20ページから22ページまでになっております。

次に、用排水改良が16件となります。そのうち14件が事業概要、受益面積、工事の名称、事業実施期間の変更となります。そのほか2件が新規の追加となります。

図面が別紙資料の23ページから32ページまでとなります。

次に、農道整備が1件となります。事業実施期間の変更となります。

図面が別紙資料の30ページ下段になります。

次に、議案書の20ページ、農用地等の保全整備計画の変更で、事業実施期間の変更となります。

図面が別紙資料の33ページ、34ページとなります。

説明は以上です。

○齋藤 均 議長

審議の前に精査のための時間を設けたいと思います。

2分間の黙読をお願いします。

(黙読)

○齋藤 均 議長

それでは、議第33号について、ご質問、ご意見のある方、お願いします。

ご質問ございませんか。

ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第33号 酒田農業振興地域整備計画の変更については、原案のとおり決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第33号については決定といたします。

◎閉 会

○齋藤 均 議長

以上をもちまして、令和6年6月定例総会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後2時40分 閉会